〇総務省令第七十号

昭 和 消 \equiv 防 法 + 兀 年 昭 和 政 令 十三 第 \equiv 年 百 六 法 号) 律 第 第 百 + 八 + 七 六 条 号) 第 五 第 項 + 第 兀 条 + の 二 九 条 第 第 項 項 及 並 び \mathcal{U} 第 に <u>-</u> 十 危 険 条 物 第 \mathcal{O} 規 項 制 \mathcal{O} に 規 関 す 定 る に 基 政 づ 令 き

令和五年九月十九日

危

険

物

 \mathcal{O}

規

制

に

関

す

る

規

則

 \mathcal{O}

部

を

改

正

す

る

省

令

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

定

 \Diamond

る。

総務大臣 鈴木 淳司

危 険 物 \mathcal{O} 規 制 12 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 省 令

危 険 物 \mathcal{O} 規 制 12 関 す る 規 則 昭 和 \equiv + 几 年 総 理 府 令 第 五. + 五. 号。 以 下 規 則 と 1 う。 \mathcal{O} 部 を

次のように改正する。

傍 対 規 象 線 定 次 規 を \mathcal{O} \mathcal{O} 定 付 傍 表 لح 線 に L L た を ょ り、 7 規 付 定 移 L た 改 動 以 部 正 L 下 分 前 改 \mathcal{O} 欄 ょ 正 対 12 う 象 掲 後 欄 に げ 規 定 る 改 に _ 掲 規 \Diamond 定 げ と る 改 \mathcal{O} 1 う。 傍 対 正 象 線 前 規 を 欄 定 付 は 及 で U L 改 改 改 た 部 正 正 正 前 分 前 後 を 欄 欄 欄 に に に $\sum_{}$ 撂 対 れ れ げ 応 に 12 る 順 L 次 対 7 対 応 対 象 掲 す げ 応 規 す る 定 る を そ る ŧ 改 改 \mathcal{O} \mathcal{O} を 正 標 正 掲 後 記 後 げ 欄 欄 部 て に 分 に 撂 撂 に 1 な げ げ る る 1 重

ŧ

 \mathcal{O}

は

n

を

加

え

る。

 五十五第二項第三号から第八号まで並びに第二十八条の五十六第二項第一号及び第二号に掲げり扱う設備を建築物に設けるものに限る。)のうち、その位置、構造及び設備が第二十八条の及び第十七号の規定は、適用しない。 「関係の五十四第九号の一般取扱所(指定数量の倍数が三十未満のもので、危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第十二号及び第十七号の規定は、適用しない。 「関係の五十四第九号の一般取扱所のうち、危険物を用いた蓄電池設備が告示で定める」。 「国際の第一項第一号の表表ので、の第一項第十二号を表演して、第二十八条の五十四第九号の一般取扱所のうち、危険物を用いた蓄電池設備が告示で定める。 「国際の第一項第一号を表示して、「国際の表示」といる。 「国際の第一号を表示して、「国際の五十六第二項第一号及び第二号に掲げ、「国際の一般取扱所のうち、一項において、「国際の一般で、「国際の一般で、「国際の一般で、「国際の一般で、「国際の一般で、「国際の一般で、「国際の一号」といる。 「国際の一号を表示して、「	四第二十八条の五十四第九号の一般取扱所に係る令第十九条第二項の規定では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例) 二項第九号に掲げる一般取扱所 危険物(第四類の危険物に限る。)を用い二項第九号に掲げる一般取扱所 危険物(第四類の危険物に限る。)を用い二項第九号に掲げる一般取扱所 危険物(第四類の危険物に限る。)を用い	- 九条第二項の総務省令で定める一般取扱所は、次の各号に掲げる一些視認のの、全ての顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備における使用状況を監視設備により間単を設置する場合にあつては、この限りでない。 でる一般取扱所) できる位置に設置すること。ただし、給油取扱所内で、かつ にはりでない。	を監視し、及び制卸し、並びこ顧客に対し必要な指示を行うための制卸卓その也の設備を欠大、顧客自らによる給油作業又は容器への詰替え作業(以下「顧客の給油作業等」という。)「一〜五 略」「一〜五 略」(顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所に係る令第十七条第五項の規定による同条第一項に掲げ 第二十八条の二の五 前条の給油取扱所に係る令第十七条第五項の規定による同条第一項に掲げ に顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の特例)	改正後
基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、十五第二項第三号から第八号まで並びに第二十八条の五十六第二項第一号及び第二号に掲げる2 第二十八条の五十四第九号の一般取扱所のうち、その位置、構造及び設備が第二十八条の五[新設]	四でり外二	第二十八条の五十四 「同上」 (特例を定めることができる一般取扱所) [ロ〜ホ 同上] [ロ〜ホ 同上] [ロ〜ホ 同上]	六 [同上] 「一〜五 同上] 「一〜五 同上] 「一〜五 同上] 「個客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の特例)	改正前

二 5 五 略

5 第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号、第十二号及び第十七号の規 第二十八条の五十四第九号の一般取扱所(危険物を取り扱う設備を屋外に設けるものに限る のうち、その位置、 適用しない。 構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令

自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。)以外の開口部を有しないものに限 での距離の幅の空地を保有することをもつて足りる。 物を取り扱う設備から三メートル未満となる建築物の壁 危険物を取り扱う設備の周囲に、)及び柱が耐火構造である場合にあつては、危険物を取り扱う設備から当該壁及び柱ま 幅三メー トル以上の空地を保有すること。 (出入口 (随時開けることができる

危険物を取り扱う設備は、堅固な基礎の上に固定すること。

危険物を取り扱う設備は、 キュービクル式とすること。

危険物を用いた蓄電池設備は、告示で定める基準に適合するものであること。

放射能力範囲が危険物を取り扱う設備を包含するように設けること。 指定数量の百倍以上の危険物を取り扱うものにあつては、 冷却するための散水設備をその

(著しく消火困難な製造所等及びその消火設備)

第三十三条 令第二十条第一項第一号の総務省令で定める製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵 所、屋内タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、給油取扱所及び一般取扱所は、次の各号のとおりとする

床又は壁で区画されているものを除く。) 般取扱所(当該建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分と開口部のない耐火構造の において危険物を取り扱う設備(高引火点危険物のみを百度未満の温度で取り扱うものを除 トル以上のもの、地盤面若しくは消火活動上有効な床面からの高さが六メートル以上の部分 の危険物(第七十二条第一項に規定する危険物を除く。) を取り扱うもの(第二十八条の五十 つては延べ面積が千平方メートル以上のもの、その他のものにあつては指定数量の百倍以上 く。)を有するもの又は一般取扱所の用に供する部分以外の部分を有する建築物に設ける一 十八条の六十の四第五項各号に掲げる基準に適合するものを除く。)、延べ面積が千平方メ・ [第九号の一般取扱所(危険物を取り扱う設備を屋外に設けるものに限る。)のうち、第二 製造所及び一般取扱所のうち、高引火点危険物のみを百度未満の温度で取り扱うものにあ

三~六 略

2 略

(消火困難な製造所等及びその消火設備)

第三十四条 令第二十条第一項第二号の総務省令で定める製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵 各号のとおりとする。 所、屋内タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、給油取扱所、第二種販売取扱所及び一般取扱所は、 次の

の、その他のものにあつては指定数量の十倍以上の危険物(第七十二条第一項に規定する危 険物のみを百度未満の温度で取り扱うものにあつては延べ面積が六百平方メートル以上のも 製造所及び一般取扱所のうち、前条第一項第一号に掲げるもの以外のもので、高引火点危

> [新設] 二 5 五 同上

(著しく消火困難な製造所等及びその消火設備)

第三十三条 所、 屋内タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、給油取扱所及び一般取扱所は、次の各号のとおりとする 令第二十条第一項第一号の総務省令で定める製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵

構造の床又は壁で区画されているものを除く。) のを除く。)を有するもの又は一般取扱所の用に供する部分以外の部分を有する建築物に設 の部分において危険物を取り扱う設備(高引火点危険物のみを百度未満の温度で取り扱うも 方メートル以上のもの、地盤面若しくは消火活動上有効な床面からの高さが六メートル以上 の危険物(第七十二条第一項に規定する危険物を除く。)を取り扱うもの、延べ面積が千平 ける一般取扱所(当該建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分と開口部のない耐火 つては延べ面積が千平方メートル以上のもの、その他のものにあつては指定数量の百倍以上 製造所及び一般取扱所のうち、高引火点危険物のみを百度未満の温度で取り扱うものにあ

三一一六 同上]

[2 同上]

(消火困難な製造所等及びその消火設備)

第三十四条 令第二十条第一項第二号の総務省令で定める製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵 所、屋内タンク貯蔵所、 各号のとおりとする。 、屋外貯蔵所、給油取扱所、第二種販売取扱所及び一般取扱所は、 次の

の、その他のものにあつては指定数量の十倍以上の危険物(第七十二条第一項に規定する危 険物のみを百度未満の温度で取り扱うものにあつては延べ面積が六百平方メートル以上のも 製造所及び一般取扱所のうち、前条第一項第一号に掲げるもの以外のもので、高引火点危

の六十の二第二項若しくは第三項若しくは第二十八条の六十の三第二項の一般取扱所 項、第三項若しくは第四項、第二十八条の六十第二項、第三項若しくは第四項、第二十八条 が六百平方メートル以上のもの又は第二十八条の五十五第二項、第二十八条の五十五の二第 う設備を屋外に設けるものに限る。)のうち、第二十八条の六十の四第五項各号に掲げる基 険物を除く。)を取り扱うもの(第二十八条の五十四第九号の一般取扱所 準に適合するもので、 一項若しくは第三項、第二十八条の五十六第二項若しくは第三項、第二十八条の五十七第二 指定数量の三十倍未満の危険物を取り扱うものを除く。

 $\frac{2}{3}$

[二~五 略]

(予防規程に定めなければならない事項)

第六十条の二

2 5 5

6 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十 。)に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同 推進地域として指定された地域(次項において「推進地域」という。)に所在する製造所等の 六年法律第二十七号)第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策 じ。)が定める予防規程に係る法第十四条の二第一項に規定する総務省令で定める事項は、第 する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震(以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という 所有者、管理者又は占有者(同法第五条第一項に規定する者を除き、同法第二条第一項に規定 「項各号に掲げる事項のほか、 次のとおりとする。

[一~三 略]

(危険物を取り扱 延べ面積 八条の六十の三第二項の一般取扱所

険物を除く。)を取り扱うもの、延べ面積が六百平方メートル以上のもの又は第二十八条の 若しくは第三項、第二十八条の五十七第二項、第三項若しくは第四項、第二十八条の六十第 五十五第二項、第二十八条の五十五の二第二項若しくは第三項、第二十八条の五十六第二項 二項、第三項若しくは第四項、第二十八条の六十の二第二項若しくは第三項若しくは第二十

三 <u>~</u> 五 同上

[2・3 同上]

(予防規程に定めなければならない事項)

第六十条の二 [同上]

[2~5 同上]

じ。)が定める予防規程に係る法第十四条の二第一項に規定する総務省令で定める事項は、第 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同 推進地域として指定された地域(次項において「推進地域」という。)に所在する製造所等の 六年法律第二十七号)第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策 一項各号に掲げる事項のほか、次のとおりとする。 する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震(以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という 所有者、管理者又は占有者(同法第六条第一項に規定する者を除き、同法第二条第一項に規定 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十)に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する

□〜三 同上]

備考 表中の の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附

則

この省令は、公布の日から施行する。